



令和7年度における取引適正化に向けた取組

- ・ 令和7年度における取適法の運用状況
- ・ 令和7年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法第2章の運用状況及びフリーランスに係る取引の適正化に向けた取組
- ・ 取引適正化に向けた取組について（適切な価格転嫁の環境整備等）

令和8年6月30日
公正取引委員会



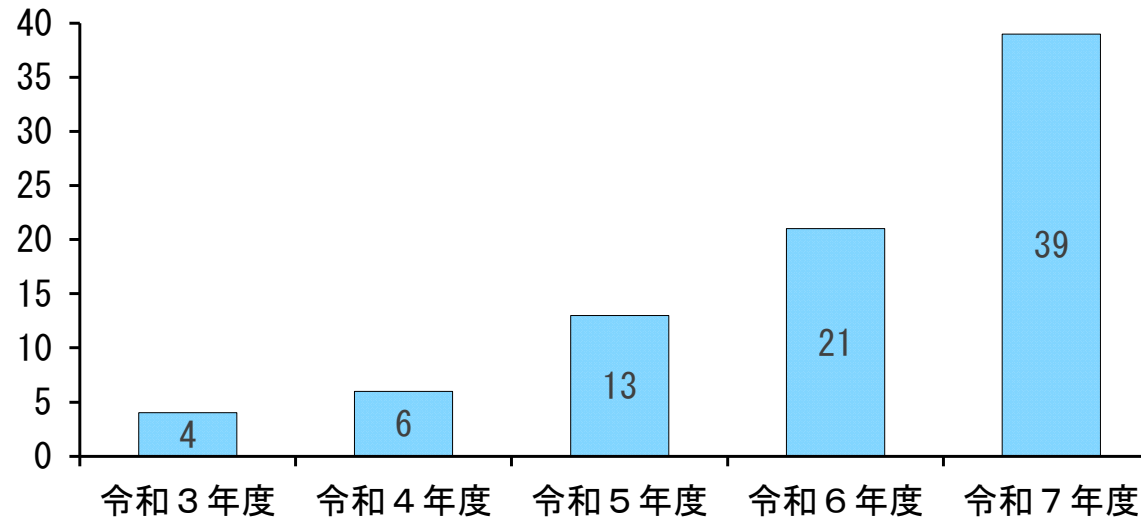
令和7年度における取適法の運用状況

令和8年6月30日
公正取引委員会

- 1 令和7年度の勧告件数 39件
(平成以降で最多)
- 2 うち、中小企業庁長官からの措置請求に基づく
勧告件数 9件 (平成以降で最多)
- 3 特定業種・業界における集中調査の実施

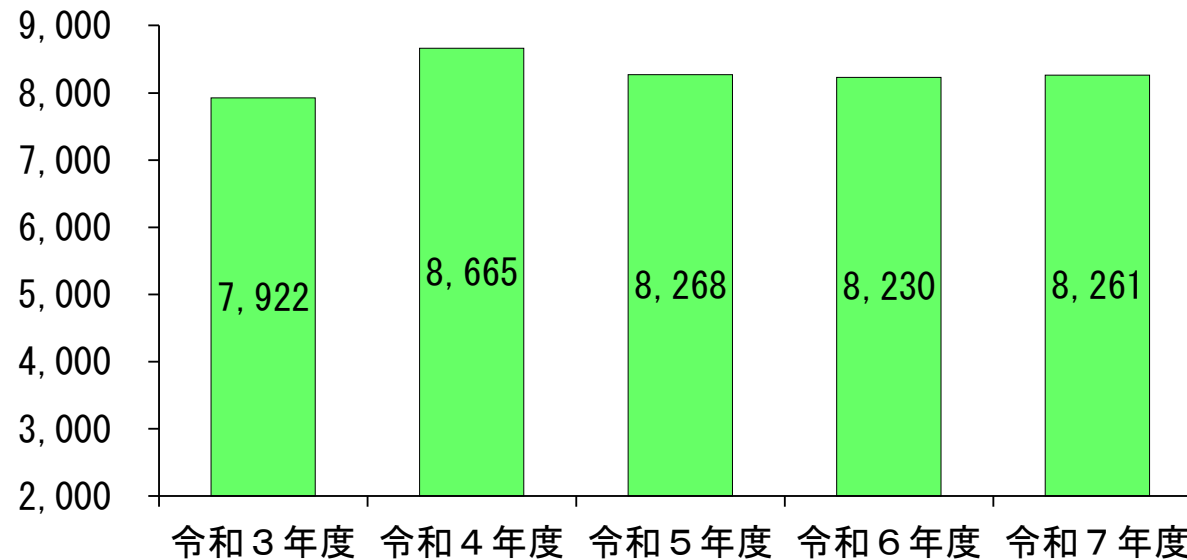
勧告件数の推移

[単位：件]



指導件数の推移

[単位：件]



1 価格転嫁に関連するもの（買ったたき）

(株)スニックは、自社が製造を請け負う自動車用部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和6年3月以降、下請事業者に製造を委託した自動車用部品等について、量産が終了し、発注数量が大幅に減少して1個当たりの製造に要する費用が大幅に増加することが明らかであったにもかかわらず、下請事業者10名と単価の見直しについて協議することなく、一方的に量産時の発注数量を前提とした単価で下請代金の額を定めた。

本件は、中小企業庁が(株)スニックに対して調査を行い、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して措置請求を行った事案である。

※(株)スニックに対しては、不当な経済上の利益の提供要請についても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 通常支払われる対価に比し著しく低い額ではない額まで、令和6年3月発注分に遡って引き上げること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

2 価格転嫁に関連するもの（減額）

(株)ヨドバシカメラは、家庭用電気製品等の製造等を下請事業者に委託しているところ、令和6年1月から令和7年3月までの間、「リベート」等の名目で、下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は一定額を下請代金から減じていた。

本件は、関東経済産業局が(株)ヨドバシカメラに対して調査を行い、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して措置請求を行った事案である。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

3 運送業務に関連するもの（不当な経済上の利益の提供要請、減額）

○ センコー(株)は、荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているところ、

- (1) 令和4年12月から令和7年11月までの間、下請事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附随する業務を行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。
- (2) 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、下請事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等について、取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

○ 南日本運輸倉庫(株)は、自社が荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を下請事業者に委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次の(1)及び(2)の行為により、下請代金の額を減じていた。

- (1) 「元請管理手数料」等の額を下請代金の額から差し引き又は支払わせていた。
- (2) 前記(1)の額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請代金の減額を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

4 金型等に関連するもの（不当な経済上の利益の提供要請）

- 日精樹脂工業(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う射出成形機の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に貸与していた木型又は金型について、遅くとも令和6年2月2日以降、長期間使用されていないことを認識したにもかかわらず、下請事業者13名に対し、合計260型の木型又は金型を、引き続き、自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※日精樹脂工業(株)に対しては、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについても勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者10名に対し、合計440個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

※トヨタ自動車東日本(株)に対しては、下請事業者から製造完了の連絡のあった一括生産部品を速やかに受領しなかった行為についても不当な経済上の利益の提供要請に当たるとして勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- 東芝産業機器システム(株)は、自社が販売し又は製造を請け負う電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品（以下「製品等」という。）の製造を下請事業者に委託していたところ、遅くとも令和6年2月1日以降、東芝産業機器システム(株)が下請事業者に貸与している金型、木型、樹脂型、治具、工具等（以下「金型等」という。）を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者47名に対し、合計1,510個の金型等を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 取適法の遵守体制を整備すること。

5 その他（不当な経済上の利益の提供要請の禁止、返品）

- (株)スズキ自販大分は、顧客から請け負う自動車の板金塗装等の修理業務を下請事業者に委託しているところ、遅くとも令和4年5月から令和6年8月まで、自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車を自己のために無償で提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。

【主な勧告の内容】

- 今後、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

- 不二サッシ(株)は、自社が販売し又は製造を請け負うアルミサッシ等の製品を構成する部品（以下「部品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、下請事業者から部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該部品に瑕疵があることを理由として、令和5年12月1日以降、当該部品を引き取らせるなどしていた。

※不二サッシ(株)に対しては、下請事業者に貸与した金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず無償で保管させていた行為についても不当な経済上の利益の提供要請に当たるとして勧告を行った。

【主な勧告の内容】

- 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、返品を行わないこと等を取締役会の決議により確認すること。
- 下請法の遵守体制を整備すること。

○取適法違反被疑事件の処理状況

取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	新規着手件数				処理件数				
	定期調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導(注1)	小計		
令和7年度	8,156	161	9	8,326	39	8,261	8,300	30	8,330
製造委託等(注2)	5,264	125	9	5,398	37	5,337	5,374	22	5,396
役務委託等(注3)	2,892	36	0	2,928	2	2,924	2,926	8	2,934
令和6年度	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
製造委託等	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
役務委託等	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
令和5年度	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
製造委託等	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
役務委託等	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966

(注1) 指導件数には違反のおそれのある行為に対する指導件数を含む。

(注2) 製造委託等とは、製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

(注3) 役務委託等とは、令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

○自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた中小受託事業者数の推移



自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	53件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	49件
自発的申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	12億1019万円
自発的申出により原状回復を受けた中小受託事業者数	433名	91名	2,158名	525名	1,234名

公正取引委員会は、委託事業者の自発的な改善措置が中小受託事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、委託事業者の法令遵守を促す観点から、中小受託事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表（注））。

（注）https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html

中小企業庁と合同で、取適法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における取適法違反被疑行為について集中的に調査を行い、取適法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を新たに実施。

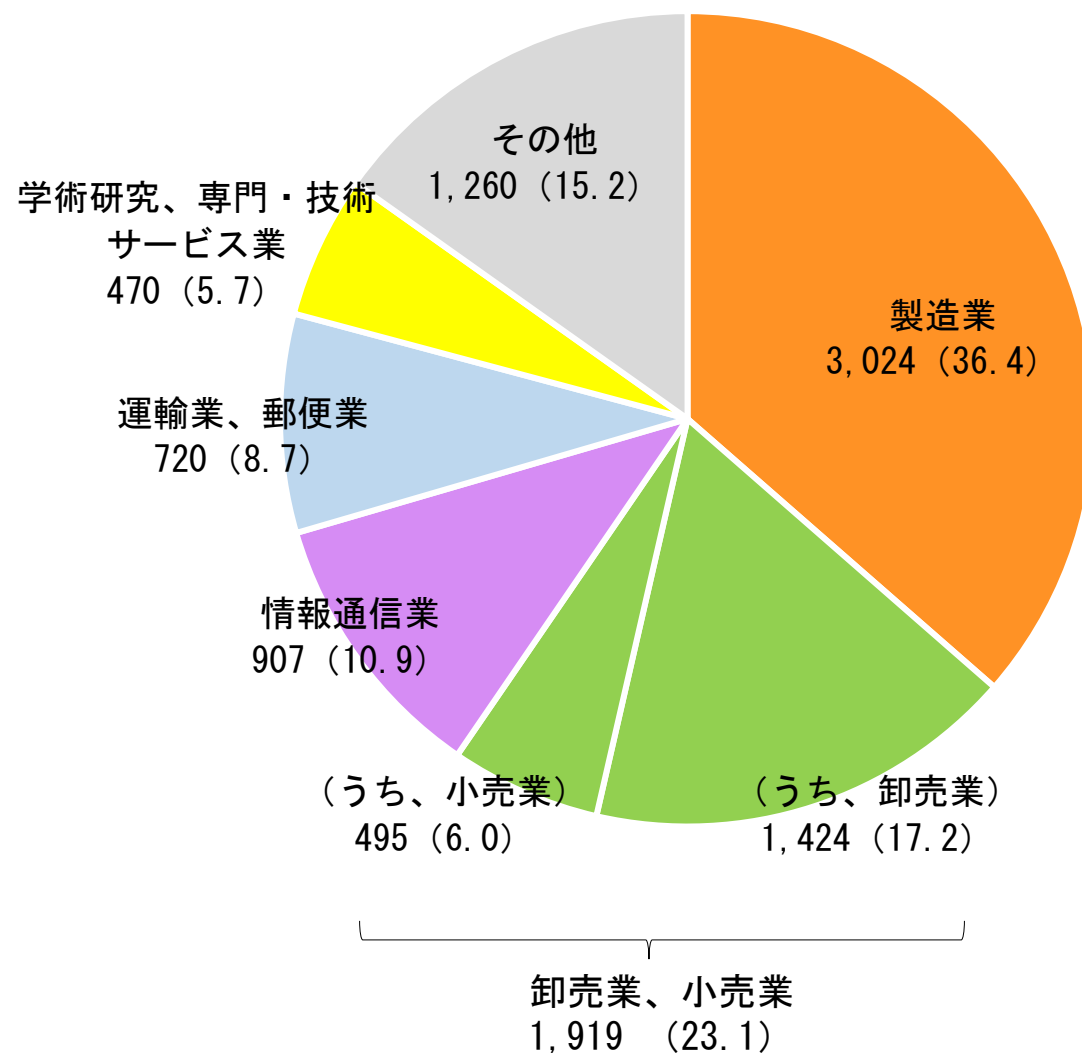


・自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月公表）
→ 書面の不交付・記載不備、支払遅延、買ったたき、不当な経済上の利益提供要請等について、2件の勧告及び160件の指導

・運送事業者間の取引における取適法違反被疑事件の集中調査（令和7年12月公表）
→ 書面の不交付・記載不備、買ったたき、不当な経済上の利益提供要請等について、2件の勧告及び530件の指導

○勧告・指導件数(8,300件)の業種別内訳

[単位：件、(%)]



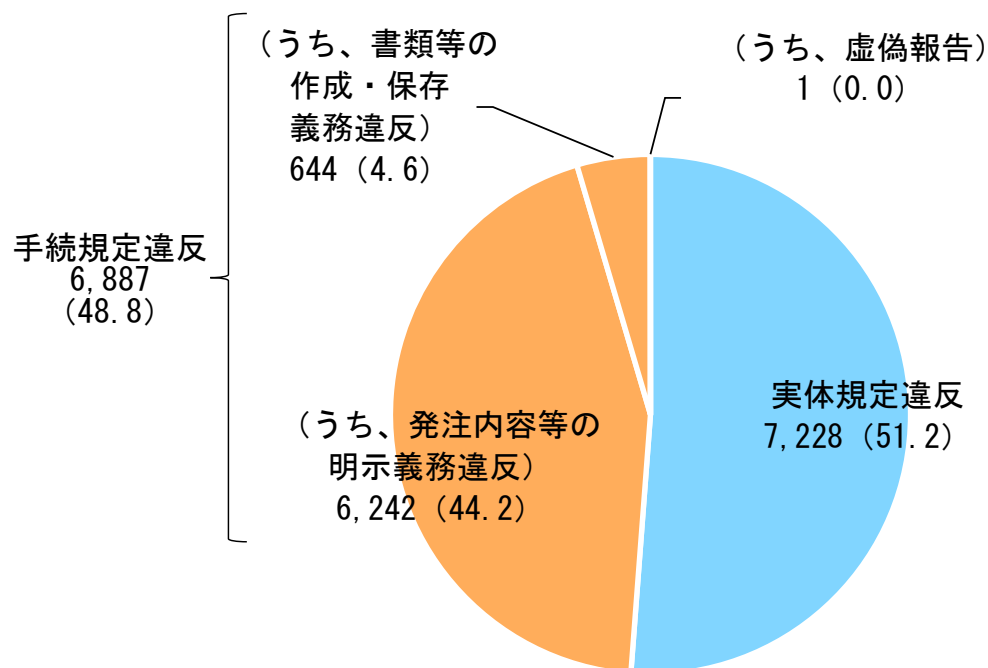
(注1) 業種は、日本標準産業分類大分類による。

(注2) () 内の数値は勧告・指導件数全体に占める比率である。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○類型別件数(14,115件)の内訳、 実体規定違反件数(7,228件)の行為類型別内訳

類型別件数（14,115件）の内訳

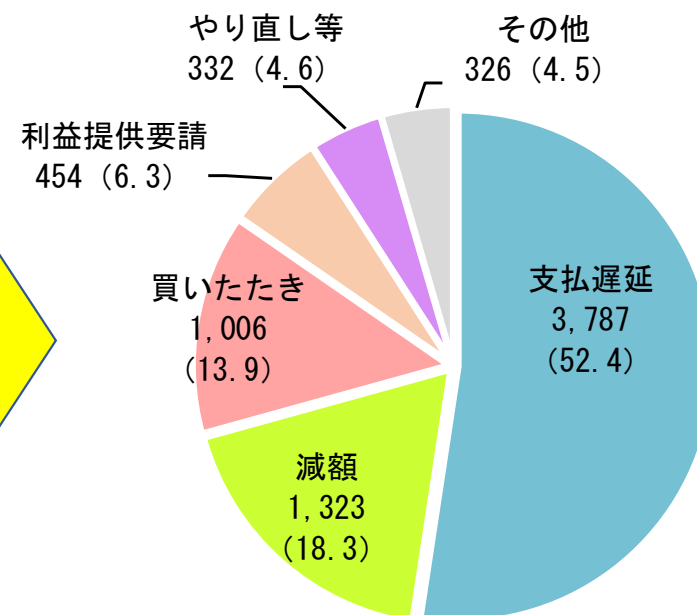
[単位：件、(％)]



(注) () 内の数値は類型別件数の合計に占める比率である。
1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と、8頁の勧告・指導の合計件数とは一致しない。

実体規定違反件数（7,228件）の行為
類型別内訳

[単位：件、(％)]

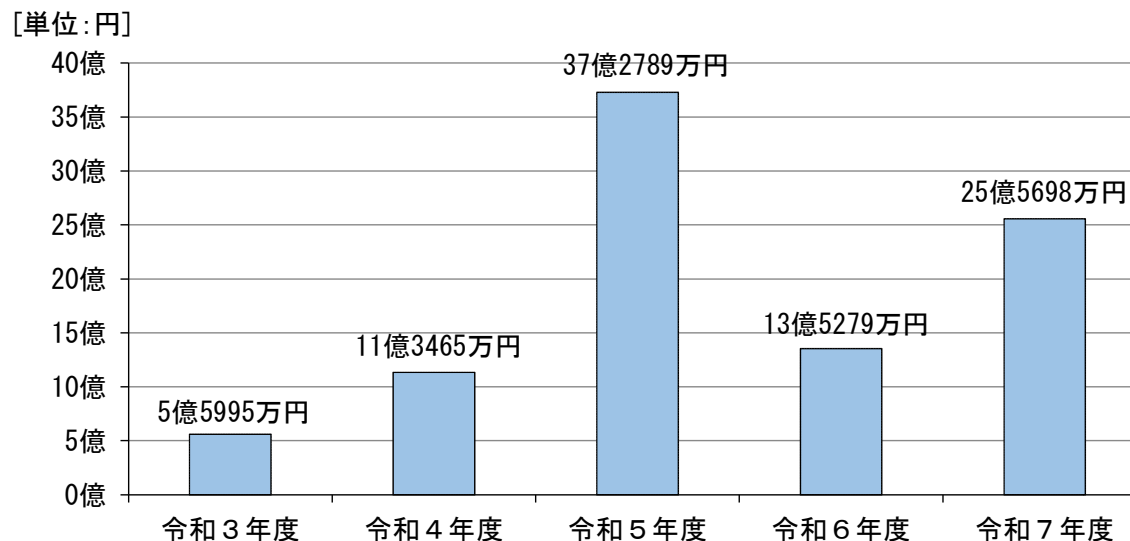


(注) () 内の数値は実体規定違反件数の合計に占める比率である。

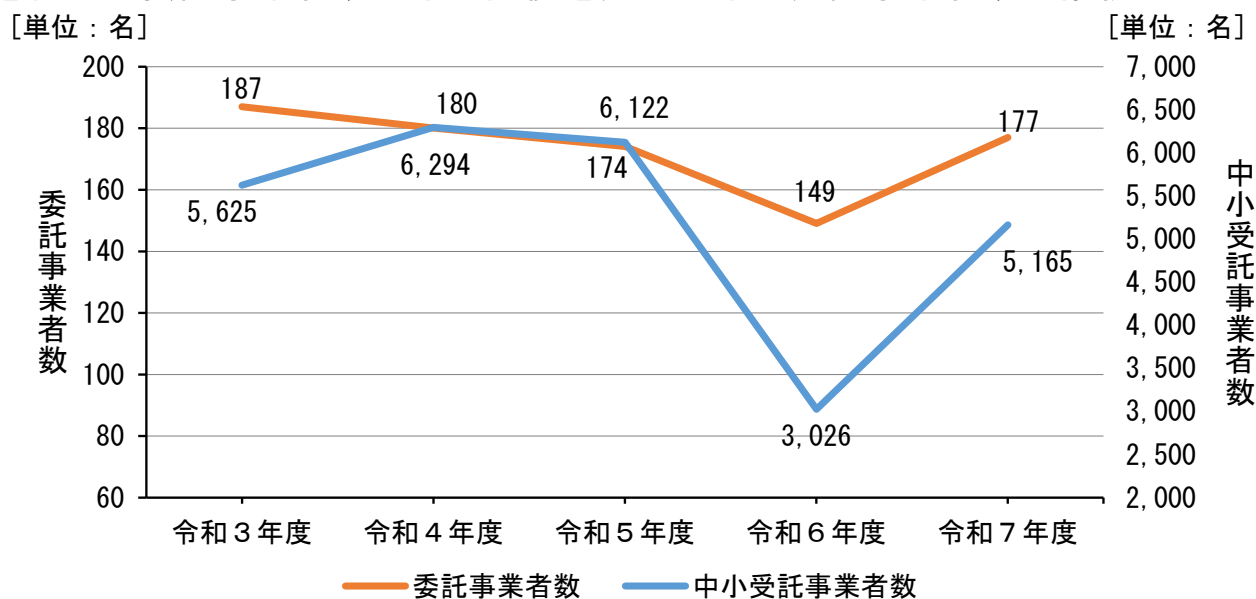
○原状回復額の推移、原状回復を行った委託事業者数 ・ 原状回復を受けた中小受託事業者数の推移



原状回復額の推移



原状回復を行った委託事業者数・原状回復を受けた中小受託事業者数の推移



<参考>令和8年度の勧告事件（6月30日現在）



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

	勧告日	関係人	主な行為の内容
1	令和8年5月12日	琉球倉庫運輸(株)	減額
2	令和8年6月4日	(株)ホンダ茨城南	利益提供要請（無償運送）
3	令和8年6月16日	アルプスアルパイン(株)	買ったたき（補給品）
4	令和8年6月23日	YKK(株)	買ったたき
5	令和8年6月26日	(株)ダイヘン	利益提供要請（金型等）



**令和 7 年度における
フリーランス・事業者間取引適正化等法第 2 章の運用状況
及び
フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組**

**令和 8 年 6 月 3 0 日
公正取引委員会**

1 フリーランスとの取引に関する調査の実施状況等

- ・ 問題事例の多い業種に係る発注事業者 3 万名を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」（定期調査）を実施
- ・ 令和 7 年度におけるフリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出件数は604件
- ・ 令和 7 年度における業務委託事業者等からの違反行為の自発的申出は 2 件

フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反被疑事実についての申出窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinkoku/freelance.html>



2 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況

- ・ 1,626件の違反被疑事件に新規に着手
- ・ 1,597件の違反被疑事件を処理し、このうち1,552件について勧告又は指導を実施
- ・ フリーランスとの取引が多い業種である放送業及び広告業の事業者について集中的に調査を行った結果、フリーランス・事業者間取引適正化等法第22条の規定に基づき、128名の事業者に対して是正を求める指導を行い、その概要を公表（令和7年12月10日）

[単位：件]

年度	申出件数 (注1)	新規着手件数	処理件数				
			措置			不問	計
			勧告	指導 (注3)	小計		
令和7年度	604	1,626	10	1,542	1,552	45	1,597
令和6年度 (注2)	92	137	0	54	54	42	96

(注1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の規定に基づき、本法に違反すると思われる行為があった場合に、特定受託事業者が公正取引委員会に対してその旨を申し出た件数。

(注2) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注3) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

○主な勧告事件の概要



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

◇取引条件の明示義務に関するもの
(令和7年12月 勧告)

業務委託事業者 (株)ZWEI

「婚活パーティー」と称する
イベントの司会等を委託



違反行為の概要

特定受託事業者に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。

特定受託事業者 (フリーランス)

◇期日における報酬支払義務に関するもの
(令和7年12月 勧告)

特定業務委託事業者 グロービジョン(株)

テレビジョン放送事業者等から
請け負うアニメ番組等の制作に係る音声出演等を委託



違反行為の概要

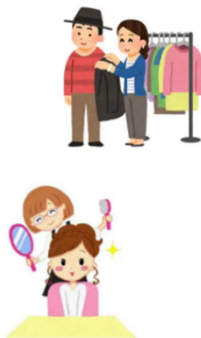
特定受託事業者に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。等

特定受託事業者 (フリーランス)

◇報酬の減額の禁止に関するもの
(令和8年3月 勧告)

特定業務委託事業者 (株)京都放送

テレビジョン放送等の番組制作に係る構成台本の作成、出演、ヘアメイク等を委託



違反行為の概要

特定受託事業者と書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から振込手数料の額を減じていた(※)。等
※令和8年1月1日以降の取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、報酬の額から振込手数料の額を減じる行為は、報酬の減額に該当する。

特定受託事業者 (フリーランス)

◇不当な経済上の利益の提供要請の禁止に関するもの
(令和7年6月 勧告)

特定業務委託事業者 島村楽器(株)

入会前の体験レッスンの実施、発表会や音楽イベントでの演奏等を委託



違反行為の概要

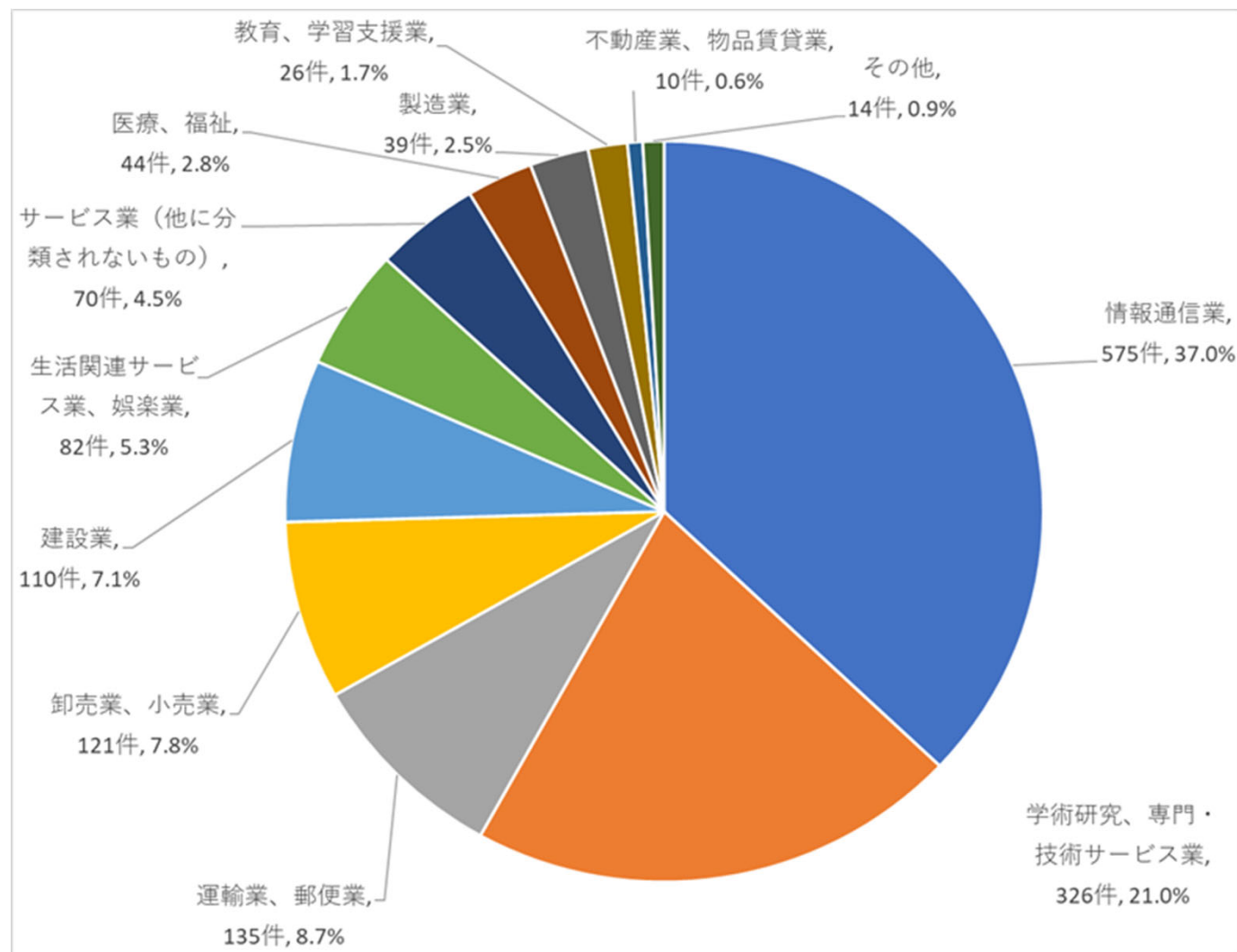
無償で体験レッスンを行わせたことにより、特定受託事業者の利益を不当に害していた。等

特定受託事業者 (フリーランス)

○フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の業種別内訳



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



（注1） 業種は、日本標準産業分類大分類による。

（注2） 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。以下同じ。

○フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の行為類型別件数



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	1,126	41.3%
期日における報酬の支払義務違反	1,135	41.6%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	103	3.8%
返品	0	0.0%
買ったたき	250	9.2%
購入・利用強制	3	0.1%
不当な経済上の利益の提供要請	30	1.1%
不当な給付内容の変更・やり直し	80	2.9%
報復措置	0	0.0%
合計	2,727	100.0%

(注1) 1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の行為類型別件数の合計とスライド3の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 取引条件の明示義務違反には、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

○ 特定受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、特定受託事業者が被った不利益について、特定業務委託事業者から、特定受託事業者に対し、総額1734万円の原状回復が行われた。

○フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

- 1 取適法施行に伴う公正取引委員会規則等の整備
 - ・ 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則の改正
 - ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方の改正
- 2 フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発
 - ・ 事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を合計40回実施
 - ・ 事業者団体等が開催する説明会等に職員を講師として81回派遣
 - ・ パンフレット・広報用動画の作成・掲載、ウェブサイトの活用、広報活動の集中的な実施（特設ウェブサイトの開設、インターネット広告、鉄道車内のビジョン広告等の各種の媒体を活用した広告の掲載等）

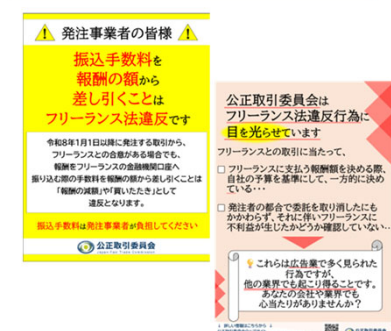
1 特設ウェブサイト(マニュアルある動画、あるあるチェック等)



2 インターネット広告



3 SNS投稿



- 3 フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談
 - ・ 地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、4,351件の相談に対応
 - ・ 「フリーランス・トラブル110番」において、13,400件の相談に対応



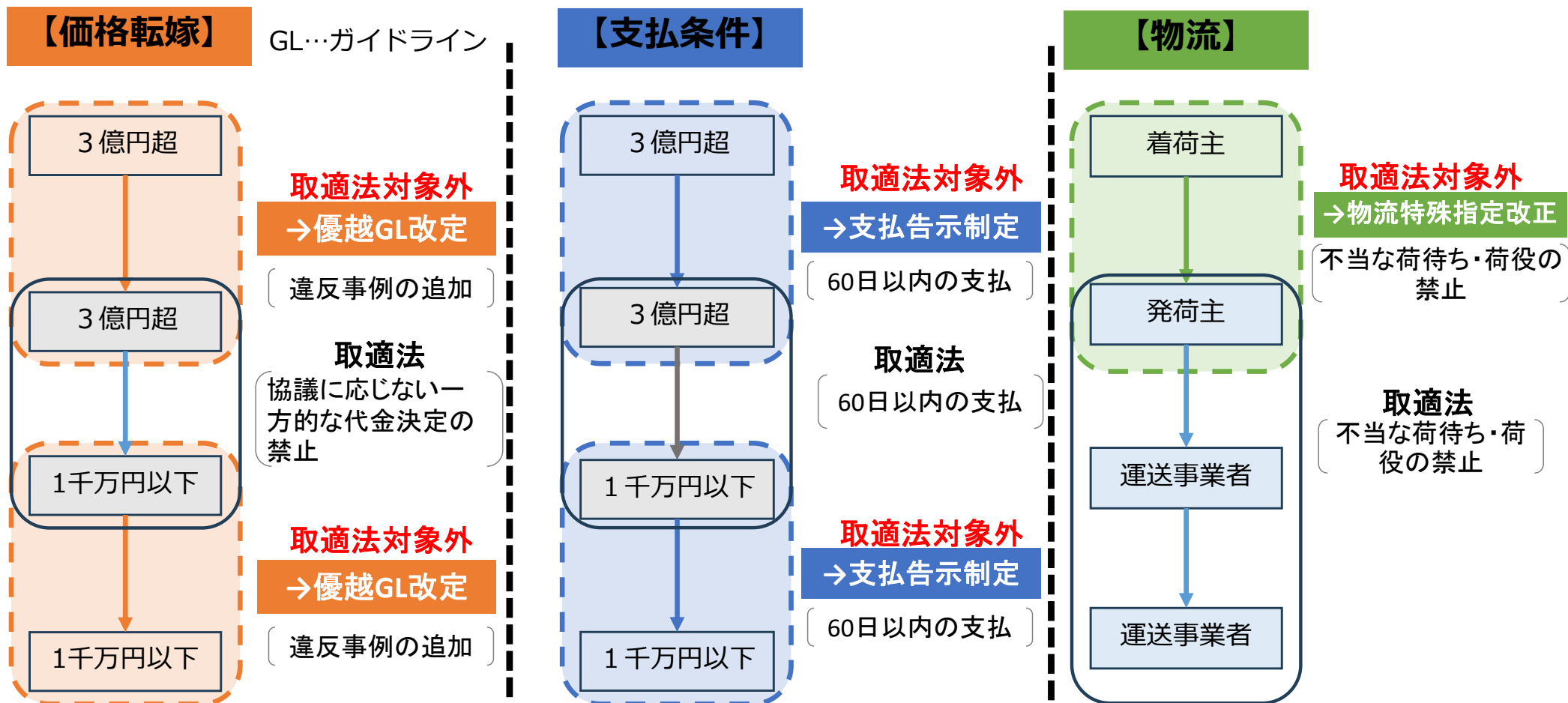
取引適正化に向けた取組について

- ・ 適切な価格転嫁の環境整備
- ・ 支払条件の適正化
- ・ 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）
- ・ 知的財産の取引適正化

令和 8 年 6 月 3 0 日
公 正 取 引 委 員 会

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた課題（全体像）

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、に向けて**優越的地位の濫用に対する規制を整備。**



物流特殊指定、支払告示、優越ガイドラインについて

経緯・概要

- ・令和7年5月、取引適正化・適切な価格転嫁を図るため、下請法が改正された（令和8年1月取適法施行）。
- ・サプライチェーン全体で取引適正化・適切な価格転嫁を定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
- ・そこで、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化（支払サイトの短縮化）、物流に関する商慣習の問題（荷待ち・荷役等）に対する更なる対応のため、企業取引研究会における議論、意見公募手続（令和8年3月12日～4月13日）、公聴会（同年4月14日）等を踏まえ、**令和8年6月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定**を行った。

1. 物流特殊指定＜改正＞

（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」）

■対象：着荷主と発荷主との取引（物品の販売、製造請負、修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引）
＜対象に追加＞

■禁止行為：着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること

②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

例）契約外の荷待ち・荷役を運送事業者を通じて行わせること。

※その他：現行の物流特殊指定に、取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

■施行期日：**令和9年4月1日**



2. 支払告示＜新規制定＞

（「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」）

■対象：「製造委託等」の取引

※「製造委託等」とは、取適法上の①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託又は⑤特定運送委託をいう。

※取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者は、対象となる受託事業者から除く。

■禁止行為：正当な理由なく、給付の受領日から60日以内に代金を支払わないこと。

■施行期日：**令和9年4月1日**

3. 優越ガイドライン＜改定＞

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）

■独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、対価の決定方法について、協議の有無に加え、実効的な価格協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記。

①拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例

②取引の打ち切り等の示唆により協議を行わない例

③協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

意見公募手続及び公聴会の概要

概要

- ・ 企業取引研究会での議論等も踏まえ、物流特殊指定改正案、支払告示案、支払告示運用基準案及び優越ガイドライン改定案について、意見公募手続を実施したところ（令和8年3月～4月）、66件の意見提出があった。
- ・ また、物流特殊指定改正案及び支払告示案について、それぞれ公聴会を実施した（令和8年4月14日）。

主な提出意見

<物流特殊指定改正案>

- ・ 「特定発荷主の利益を不当に害する」こととなるのは、どのような場合か。
- ・ 特定発荷主又は運送を受託した事業者の責めに帰すべき理由がある場合の運送内容の変更・やり直しも規制対象となるのか。
- ・ 取適法の考え方との違い・関係如何。
- ・ 物流現場における長時間荷待ちや無償の付帯作業等の是正を通じ、取引の適正化及び物流の持続可能性を確保するという内容であるため、賛同する。

<支払告示案・支払告示運用基準案>

- ・ どのような場合に「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」のか。
- ・ 「正当な理由」の内容については、運用基準においても解釈が示されているが、解釈が広がることのないよう、支払告示にも例示等を規定すべきではないか。
- ・ 中小企業・小規模事業者の実状に踏まえたものであることから賛成である。

<優越ガイドライン案>

- ・ 優越的地位の濫用となり得る想定例をもう少し具体化した方がよいのではないか。
- ・ 優越的地位の濫用となり得る想定例を盛り込んで示すことについて賛成である。

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針 (略称：知財取引指針) について

策定経緯等

■策定経緯

- ・令和6年度の企業取引研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言（令和6年12月）
- ・骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- ・企業取引研究会の下に知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財WG）を開催、4回にわたり議論を実施（令和7年8月～令和8年2月）
- ・知財WGにおける議論を踏まえ取りまとめた実態調査報告書（公取委）・指針策定の方向性等に関する知財WG報告書（知財WG）を公表（令和8年3月）
- ・公取委・特許庁・中企庁において、知財WG報告書等を踏まえ、知財取引指針（案）をとりまとめ、意見公募手続実施（令和8年3月～4月）
- ・知財取引指針の策定（知財取引指針の内容を踏まえ、受託中小企業振興法に基づく振興基準の改正・公表、取適法運用基準等改正案の意見公募開始）（令和8年6月24日）

指針の概要

■目的

知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること

■全体像

- ・「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」など、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例等を示し、加えて、関連する相談・支援窓口や契約書ひな形を提示。

指針のポイント

- ①特定の事業者や業種を対象を絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示
- ②知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般が対象
- ③公取委において独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方を提示（約70事例）することに加え、特許庁・中企庁において、適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例（約50事例）を提示
- ④様々な対価設定方法（レベニユーシェア等）や対価設定における選択肢（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）を提示
- ⑤活用可能な相談窓口や体制を幅広く紹介

意見公募手続の概要

概要

- ・ 意見公募手続を実施したところ（令和8年3月～4月）、47件の意見提出があった。

主な提出意見

■ 特許を受ける権利に関して

- ・ 特許を受ける権利は本指針の対象にならないのか。優越的地位の濫用規制の対象にもなるのではないか。

■ 成果物と知的財産権等を区別して対価設定すること等に関して

- ・ 知財に関する価格交渉に当たって、発注者よりも受注者の方が価値評価に関する知見を有する場合には、相互に協力する旨の記載を設けてほしい。
- ・ 成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定すること自体が直ちに不適切であるとの理解が広がらないよう、知財も含めて包括的に対価設定する場合において重視する点を明確にしてほしい。

■ 優越的地位の濫用の考え方の明確化

- ・ 「優越的地位」の判断基準をより明確化してほしい。
- ・ 独占禁止法における「取引の対価の一方的決定」の考え方を明確化してほしい。

■ その他、賛同の御意見や今後の周知活動等への期待への意見

- ・ これまで公正取引委員会、中小企業庁、特許庁にて取りまとめた調査報告書、指針、マニュアル、ハンドブック、契約書ひな形などの内容が、分かりやすくコンパクトにまとめられ、全体としては大変よい内容。
- ・ 指針の周知活動を積極的に行うべきである。
- ・ 指針の要約版を作成し普及させるべきである。
- ・ 実態調査の継続実施を求める。

周知広報

【事業者向け説明会】

- ・ 関係省庁と連携し、各業界団体向け等の説明会
- ・ 中小企業団体と連携した、中小企業向け説明会
- ・ 総務省・地方公共団体と連携した、47都道府県での説明会

【中小事業者団体向けのプッシュ型広報・広聴企画の開催】

- ・ 「取引改善のススメ」をテーマとして、事業者に告示等の理解度向上のための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催

【動画等のコンテンツによる周知】

- ・ 分かりやすい動画等のコンテンツを作成し、Webサイト、SNS、各種メディア媒体で公開

【リーフレット・パンフレット等】

- ・ 分かりやすい概要リーフレット等の作成・配布

モニタリング

【モニタリング・フォローアップ調査】

- ・ 告示等に対応予定の各課題について、モニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施し、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施
- ・ 独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、厳正に法執行

参考

企業取引研究会の概要

開催趣旨

- 令和6年7月から12月にかけて開催された「企業取引研究会」の報告書を受け、価格転嫁・取引適正化を進めるための環境整備に向けた検討が進められ、令和7年5月に下請法・下請振興法の改正法が成立した。
- 一方、適切な価格転嫁をサプライチェーン全体で定着させていくためには、**取適法（改正下請法）の対象となる取引に限らず、実効的な取組を進める必要**があることから、令和7年7月より企業取引研究会を公正取引委員会及び中小企業庁の共催により再度開催し、研究会報告書において示された課題に対して、**優越的地位の濫用規制の在り方**を中心に議論を進めている。
- 令和7年4月時点で4回開催。第4回ではそれまでの議論を踏まえた対応策について議論。

議題

1. サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備
2. サプライチェーン全体での支払条件の適正化（支払サイトの短縮化等）
3. 物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応（着荷主規制）
4. 知的財産・ノウハウ・データの取引適正化（知的財産取引適正化ワーキンググループ）

構成員

【委員】

海内 美和
魚住 康博
及川 勝
岡室 博之
加毛 明
(座長) 神田 秀樹
郷野 智砂子
鈴木 純

高岡 美佳
滝澤 紗矢子
多田 英明
土井 和雄
中島 宏
仁平 章
原 悦子

松田 世理奈

松本 憲治
渡辺 努
渡邊 弘子

海内工業株式会社 代表取締役社長
日本経済団体連合会 経済基盤本部長
全国中小企業団体中央会 常務理事
駒澤大学経済学部 教授
東京大学大学院法学政治学研究科 教授
東京大学 名誉教授
全国消費者団体連絡会 事務局長
帝人株式会社 シニア・アドバイザー、
経済同友会 副代表幹事
立教大学経営学部 教授
東京大学大学院法学政治学研究科 教授
東洋大学 副学長 法学部 教授
全国商工会連合会 中小企業問題研究所 所長
関西経済連合会 理事 経済調査部長
日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法
共同事業 パートナー弁護士
阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
日本商工会議所 中小企業振興部長
東京大学 名誉教授
富士電子工業株式会社 代表取締役
(五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

第1回：令和7年 7月30日
第2回：令和7年10月 2日
第3回：令和7年11月18日
第4回：令和8年 3月10日
第5回：令和8年 6月29日

知的財産取引適正化ワーキンググループの概要

第1回：令和7年 8月 4日
第2回：令和7年11月14日
第3回：令和8年 1月13日
第4回：令和8年 2月27日

開催趣旨

- 令和6年度研究会において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言いただいた。
- 骨太の方針2025において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和7年6月閣議決定）
- 取引環境の整備の観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループ（以下「知財WG」という。）を公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁の共催により開催した。

構成員

<委員（五十音順）>

- ・ 泉 克幸 関西大学総合情報学部 教授
- ・ 鮫島 正洋 弁護士法人内田・鮫島法律事務所
代表パートナー弁護士・弁理士
- ・ 名倉 啓太 弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
- ・ 林 いづみ 桜坂法律事務所 弁護士【座長】
- ・ 松田世理奈 阿部・井窪・片山法律事務所
パートナー弁護士
- ・ 松橋 卓司 株式会社メトロール代表取締役
(五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

- ・ 東京都知的財産総合センター
- ・ 独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）
- ・ 日弁連知的財産センター
- ・ 日本経済団体連合会
- ・ 日本商工会議所
- ・ 日本弁理士会
- ・ 内閣府知的財産戦略推進事務局

（参考）令和6年度研究会報告書

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し

(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 ウ 解決の方向性

知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がなければ、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなると考えられるため、具体的な知的財産・ノウハウの取引適正化に関する行動規範を示す必要がある。

前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。

また、この問題は「ルールを作って終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。